

## 競技本体内規

- 1 本連盟規約第34条第3項の規定及び業務運営要領第11の規定に基づき、競技本体内規を定める。
- 2 業務運営要領第6に規定された業務は、次の部が担当し、これを処理する。
  - (1) 庶務企画部
    - ア 競技本部の予算及びその執行と精算に関する事
    - イ 競技本部の事業計画に関する事
    - ウ 文書や記録の整理保存に関する事
    - エ 国体等の選手選考に関する事
    - オ 競技本部の物品管理に関する事
    - カ 他の部に属さない庶務経理に関する事
  - (2) アルペン部
    - ア セッター及び旗門審判員の養成に関する事
    - イ アルペン選手の強化に関する事
    - ウ 強化コーチに関する事
    - エ 小・中学生選手の育成指導に関する事
  - (3) チルドレン部
    - ア SAJ公認チルドレン大会出場選手の選考及び派遣役員に関する事
    - イ SAJ公認チルドレン大会開催に関する事
    - ウ 強化コーチに関する事
    - エ 選手の育成指導に関する事
  - (4) クロスカントリー部
    - ア 競技運営委員の養成に関する事
    - イ クロスカントリー選手の強化に関する事
    - ウ 強化コーチに関する事
    - エ 小・中学生選手の育成指導に関する事
  - (5) フリースタイル部
    - ア モーグル競技大会に関する事
    - イ モーグル競技選手の強化に関する事
    - ウ 全国大会等の選手選考及び参加に関する事
    - エ 公認資格者の育成に関する事
  - (6) スノーボード部
    - ア スノーボード競技会に関する事
    - イ スノーボード競技選手の強化に関する事
    - ウ 全国大会等の選手選考及び参加に関する事

(7) マスターズ部

- ア マスターズ競技の普及振興並びに競技力向上に関する事
- イ 全国大会等の選手選考及び参加に関する事
- ウ その他マスターズ競技に関する事

(8) ポイント部

- ア SAJ 各種大会のポイント管理に関する事
- イ SAT 各種大会のドロー及びレーシングオフィスに関する事
- ウ SAT、SAJ、FIS 選手管理登録に関する事
- エ SAJ、FIS ポイント管理に関する事

(9) 競技運営部

- ア アルペン競技大会の運営に関する事
- イ クロスカントリー競技大会運営に関する事
- ウ マスターズ競技大会の運営に関する事
- エ その他スノースポーツ競技大会の運営に関する事

- 3 競技本部は担当理事、強化コーチ、部を担当する部員をもって構成し、必要に応じて特別部員を設ける。
- 4 会議は競技本部長が招集し、必要に応じて会長、副会長、理事長、専門部関係者の出席を要請する。

(附則)

- 1 この内規は、昭和49年10月5日から施行する。
- 2 平成6年11月19日一部改正
- 3 平成8年11月16日一部改正
- 4 平成16年10月30日一部改正
- 5 平成19年10月27日一部改正
- 6 平成26年10月18日一部改正